

# 「民泊サービス」の法制化に関する要望書

## 1 民泊の制度設計に関して

- (1) 「住宅提供者」、「管理者」及び「仲介事業者」が遵守すべき事項について、不利益処分の規定や罰則等を設けること
- (2) 「管理者」は、利用者本人であることを面接により直接、確認すること
- (3) 住宅を提供しようとする者は、事前に近隣住民に対し「標識設置」及び「説明会」を行うこととし、「意見申出」があった場合は対処すること
- (4) 「一定の要件」に関する事項は、以下の規定とすること
  - ・提供日数については、施設単位で制限すること
  - ・「地域の実情に応じて条例等で実施できないとする地域」は、「住居専用地域」だけでなく、その他の地域も自治体で制限が可能とすること

## 2 行政庁の事務対応に関して

- (1) 行政庁は、登録及び届出された内容について、公表を原則とすること
- (2) 法の施行に当っては、十分な準備期間を設けること
- (3) 「仲介事業者」の登録事務や、提供日数を監視することは、自治体での実施が困難であるため、国による広域的体制で対応すること

## 3 旅館業法の見直しに関して

旅館業法の現行の規定には、条例に委任している事項が広範にあるため、政令の改正案に関しても、事前に提示すること

## 4 建築物の安全確保に関して

建物の安全を確保するため、厚生労働省、国土交通省及び消防庁等の関係省庁が協議を行い、建築基準法、消防法等の関係法令の調整を行うこと